

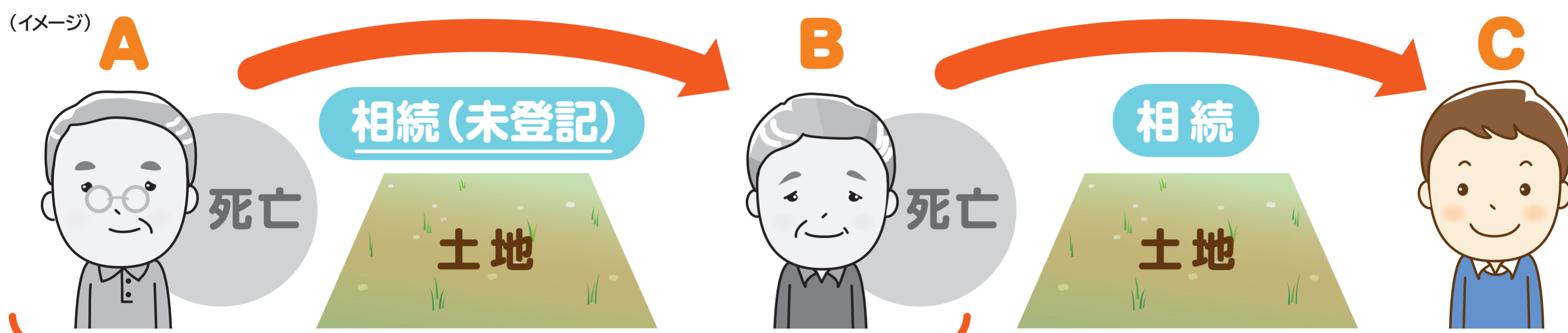
# 相続登記について 登録免許税が免税 される場合があります



次の①または②の土地の相続登記について、登録免許税が免税される場合があります（免税期間はいずれも**2021年3月31日まで**）。  
詳しくは、[法務局ホームページ](#)をご覧ください。

不動産の相続登記  
はお早めに！

① 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記  
（租税特別措置法第84条の2の3第1項に該当する場合）



該当する場合は登録免許税を免除

② 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を特に図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地<sup>(※1)</sup>のうち、不動産の価額<sup>(※2)</sup>が10万円以下の土地に係る相続登記（租税特別措置法第84条の2の3第2項に該当する場合）



該当する場合は登録免許税を免除

※1 法務大臣の指定を受けた土地は、[法務局ホームページ](#)において確認することができます。

※2 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。